

第1章 カナダのGrowing Forward 2の概要について

—農業リスク管理政策の変更点を中心に—

吉井 邦恒

本稿では、カナダにおいて、2013 年度から適用される農業政策の枠組み協定である Growing Forward 2 について、ウェブサイトから入手した文献・情報に基づき¹⁾、農業リスク管理政策の変更点を中心に、その概要について整理・分析を行う。

1. 2003 年度以降の農業政策の枠組み協定

カナダにおいて、1990 年度から適用された Growing Together 以降、農業政策の枠組み協定は、セーフティネットあるいはリスク管理政策に限定される形で、3 カ年計画あるいは 5 カ年計画が策定されてきた²⁾。

しかしながら、2001 年 7 月に開催された連邦・州・準州農業大臣会合で、カナダ農業の長期的な発展を確保するため、2003 年度以降の農業政策の枠組みについては、食品安全や科学技術等、リスク管理に限らず幅広い政策分野を含めた計画として構築する必要性が議論された。これをうけて、2003 年度から 2007 年度までの 5 年間に適用される農業政策枠組み協定の Agricultural Policy Framework Agreement (APF) においては、食品安全・品質、科学・技術革新、再生、環境および農業リスク管理の 5 つの主要政策分野について、講じていくべき政策が提示された。

APF に引き続き策定された Growing Forward においても、2008 年度から 5 年間の主要な政策分野は、食品安全・品質、科学・技術革新、再生、環境および農業リスク管理の 5 つとし、競争力があり革新的な部門、食品安全や環境問題等社会の優先順位に貢献する部門、そして積極的にリスク管理（動植物に由来するリスクや経営リスク）に取り組む部門として、農業が位置づけられた。この中で、各プログラムを連邦が全国的に行うもの、州が独自に行うもの、連邦と州が共同で行うものに分類し、連邦と州が共同で行うものについては、プログラム全体を通じて、連邦 60、州 40 のコスト分担により、政策を進めていくこととされた。

2008 年度から適用されてきた Growing Forward が 2013 年 3 月 31 日で期限を迎えることから、それに先だって、2010 年 5 月から、新たな農業政策の枠組みを構築するため、連邦、州および準州の政府が主導する全国的な協議（consultation）が開始された。2 年以上にわたって、農業者、農業団体、関連事業者等利害関係者との間で、オンラインによるものも含めて意見聴取や意見交換が行われるとともに、下院の農業・農産委員会では 119 人の関係者を呼んで 24 回の公聴会が開催された。このような協議の過程を経て、2012 年 9 月の連邦・州・準州農業大臣会合において、2013 年 4 月 1 日から適用される『Growing Forward 2』（期限は 2018 年 3 月 31 日）が合意された。連邦とそれぞれの州・準州間で締結される実施協定は現在策定中である。

2. Growing Forward 2の概要

Growing Forward 2 は、Growing Forward の基本的な部分を引き継いでいるものの、Growing Forward とは異なる点として、次の 3 点があげられる。

- ・ 技術革新 (AgriInnovation)、競争力 (AgriCompetitiveness) および市場開発 (AgriMarketing) の 3 部門を優先し、財源も含めて強化すること
- ・ 農業リスク管理 (Business Risk Management) について、激しい市場変動に伴う大幅な所得減少への対応という観点から見直しを行うこと
- ・ 地域の必要性に応じて、州や準州がより弾力的にプログラムの運用を行うこと

これらのうち、農業リスク管理については、次節で詳しく述べるとして、本節では、Growing Forward 2 で優先分野として打ち出された AgriInnovation, AgriCompetitiveness および AgriMarketing の概要について、まとめておく。

(1) AgriInnovation

AgriInnovation は、国内市場のみならず国際市場において、カナダの農業や食料産業の競争力を向上させるために、農業における技術革新のペースを加速させ、革新的な生産物、技術、工程および活動のデモンストレーションや商品化を促進するための支援措置である。

5 年間で 698 百万ドルの支援が計画されており、うち 468 百万ドルは、企業の申請に基づく企業主導の研究開発プロジェクトへの資金として配分され、残りの 230 百万ドルは、カナダ農業・農産食料省 (AAFC) が主導する研究開発や知識移転のための活動に充てられる予定である。

企業主導の研究開発プロジェクトとしては、全国的な視点から業界、学会、政府の専門家を活用する農業科学クラスターと、主に地域的な視点から単独の研究や少数の研究を組み合わせる農業科学プロジェクトに分類され、いずれの研究開発についても、申請者に対して返済不要の資金が供給される。このほか、革新的な生産物、技術、工程および活動のデモンストレーションや商品化を促進する商品化・採用プロジェクトに対しては、返済が必要な投資の形で支援が行われる。

AgriInnovation プログラムの下では、企業主導の研究開発プロジェクトについては、非営利団体は対象費用の 75 %、それ以外の者は対象費用の 50 %を上限に AAFC から助成が行われる。助成金額の上限は、農業科学クラスターが 20 百万ドル、農業科学プロジェクトが 5 百万ドルで、返済不要である。一方、商品化・採用プロジェクトについては、対象費用の 50 %、10 百万ドルが上限で、無利子ではあるが返済が必要な資金が提供される。なお、1 人の申請者に対しては、全プロジェクト合計で、年間 10 百万ドル以下の範囲で資金が提供される。

実際には、2013 年度の助成の申請期限は 2013 年 2 月 1 日とされており、AgriInnovation プログラムは Growing Forward 2 の適用に先行して運用が開始されている。

(2) AgriCompetitiveness

AgriCompetitiveness は、農業や食料産業の競争力の向上、技術革新、リスク管理等に対応するためのリーダーシップ、戦略、ネットワークおよびツールを開発する能力を高めることを目的とする支援措置である。5 年間で 114.5 百万ドルの支援が計画されている。

AgriCompetitiveness においては、2003 年から 11 の農業・関連部門について設立されている value chain roundtables³⁾ を活用して政府と業界によるカナダの国際市場での存在価値を高めるための意思疎通を図ること、非営利組織を通じてカナダのアグリビジネスが収益性を改善させるための活動を支援すること、国際的な競争力に影響を与える各種の規制についての関係者の理解を深め規制環境への適応力を高めること等がプログラムの主な内容となっている。

(3) AgriMarketing

AgriMarketing は、国内市場および国際市場におけるアクセスを獲得あるいは維持しようとしている企業を支援することを目的とした措置である。企業主導による市場開発と保証システム開発に対して、5 年間で 341 百万ドルの支援が計画されている。

市場開発プログラムでは、企業の国内的・国際的な競争力を向上させるため、主要な輸出・国内市場の拡大、消費者嗜好や新しい食料の流行に対応する能力の向上、カナダ製品の認知度の向上と売上の増大等に対する企業主導の努力に対して申請に基づき資金を供給する。また、保証システム開発プログラムでは、食品安全システム、動植物健康調査システム、市場属性・品質標準やトレーサビリティシステムのような全国的な保証・標準システムの開発を支援するための資金を供給する。

AgriMarketing プログラムの下では、市場開発については、対象費用の 50 %を上限に AAFC から助成が行われ、助成金額の上限は、非営利団体に対しては年間 2.5 百万ドル、営利目的の中小企業に対しては年間 5 万ドルである。また、保証システム開発については、対象費用の 25 %を上限に、プロジェクト当たり 1 百万ドルを上限に資金が拠出される。

市場開発については、2013 年 3 月 15 日までに提出された申請については、優先的に対応するよう配慮されている。

3. Growing Forward 2における農業リスク管理の取り扱い

農業政策の枠組み協定の中で、農業関係者にとって最も関心が高い政策分野である農業リスク管理については、Growing Forward 2 においても、Growing Forward と同様に、

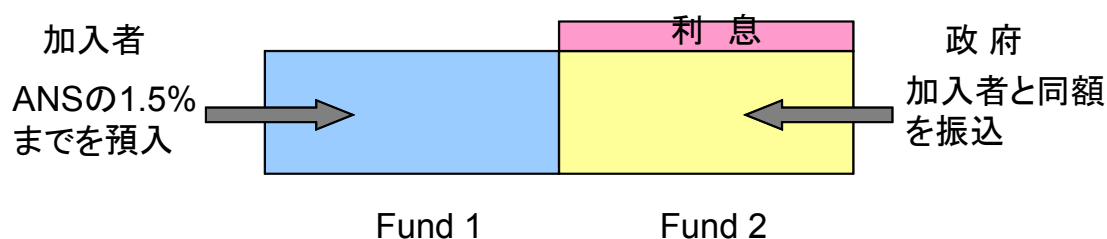
- ・ AgriInvest : わずかな所得の減少に対応しリスク緩和・投資を支援するための積立制度
- ・ AgriStability : 価格低下や費用上昇による大幅な所得低下に対応するための政府支払い
- ・ AgriInsurance : 農業保険
- ・ AgriRecovery : 通常のプログラムで対応できないような大災害への対応

・ Advance Payments Program：弾力的な販売等を支援するための資金前貸し制度
という 5 つのプログラムを組み合わせることで活用することにより、農業者の収入・所得を安定化させる仕組みは維持されることになっている。

しかしながら、Growing Forward 2 では、AgriInvest と AgriStability について、見直しが行われ、AgriInsurance については、若干の拡張が検討されることになっている。それらの変更点等について述べる前に、AgriInvest、AgriStability および AgriInsurance の概要と現行の農業リスク管理プログラムによる政府支払いの実績についてまとめておく。

(1) AgriInvest

AgriInvest とは、第 1 図に示すとおり、毎年、加入者が口座に対象純販売額（ANS: Allowable Net Sales）の 1.5 % までを口座（Fund 1）に預け入れると、政府（連邦および州）から同額の資金が口座（Fund 2）に振り込まれ、加入者は、所得の減少への対応や投資のために、いつでもその資金を引き出すことができる制度である。



第1図 AgriInvestの仕組み

1) 加入資格

AgriInvest に加入するためには、カナダで農業を営み、当該プログラム年度に関して、カナダ歳入庁に農業所得（損失）を申告し、申請期限までに必要な書類を提出する必要がある。会社や協同組合等の法人の加入も可能であり、また、地主であっても小作人との共同事業により経営リスクを負っていれば AgriInvest に加入することができる。

加入に必要な申請書類は、農業所得申告書との統合様式（AgriStability と同じもの）となっているが、そのほか、営農活動に関する補完的な書類の提出も必要である。

2) 口座への積立

加入者の積立の基礎となる ANS は、対象農産物の粗販売額から対象農産物の購入額を差し引いた額である。対象農産物とは、供給管理の対象となっている酪農、家きんおよび鶏卵を除いた農産物である。また、購入額は、種子、苗、家畜（素畜）の購入に関するものである。ANS とは、小麦を例にとると、小麦の販売額から小麦の種子代を差し引いたものであり、また、肉牛を例にとると、肉牛の販売額から子牛代を差し引いたものであり、加入者自身が当該農産物について自ら生産した金額を表す。ANS の粗販売額には、

AgriInsurance の保険金や野生動物損害補償金が含まれる。ANS には上限があり、加入者 1 人当たり 150 万ドルとなっている。

第 1 図に示したとおり、加入者が当該プログラム年度に Fund 1 に ANS の 1.5 % までを預け入れると、政府から同額の資金が Fund 2 に振り込まれる。ANS の上限が年間 150 万ドルであることから、政府から同額の資金が得られる預入額は最大でも 22,500 ドルである。また、Fund 1 および Fund 2 の利息は、Fund 2 で管理することになっている。

Fund 1 と Fund 2 を合計した AgriInvest の口座残高は、当該プログラム年度とその前 2 年度の 3 年間の平均 ANS の 25 % が上限である。この口座残高の上限を金額で示すと、37.5 万ドル（3 年間の ANS がいずれも上限の 150 万ドルである場合）となる。

3) 口座からの引出

加入者は、AAFC の AgriInvest 事務局に連絡をすれば、いつでも口座からの引出が可能である。引出に当たっては、政府からの拠出金と利息が保管されている Fund 2 の残高を最初に充当し、Fund 1 の資金は Fund 2 の残高がゼロになった後に引き出される。これは、Fund 1 の資金は、加入者が課税後の利益から積み立てたものであるのに対して、Fund 2 は課税前の資金であるため、Fund 2 の資金を先に引き出させてそれに課税を行いたいという税務当局の要請によるものである。

Fund 2 からの引出は、当該小切手が発行された年度の課税対象所得となり、投資所得（農業所得ではない）として申告することになり、Fund 1 からの引出に関しては非課税となる。

加入者が、2 年間連続して、申請書類を最終提出期限までに提出しないか、または対象農産物の販売額や購入額の報告を行わない場合には、AgriInvest の口座が自動的に閉鎖される。脱退または口座閉鎖の場合には、Fund 1 と Fund 2 をあわせた口座残高は全額払い戻される。

(2) AgriStability

AgriStability とは、加入者のプログラム年度の所得（プログラム年度マージン）が過去の平均所得（基準マージン）の 15 % を超えて低下するときに、マージンの低下に応じて、政府による支払いが行われるプログラムである。プログラム年度は、実際に営農された年度を示すが、政府からの支払いは、納税申告が行われる年度に実施される。すなわち、2013 プログラム年度に関する支払いは 2014 年度に行われることになる。これは、AgriStability が税制とリンクした制度であるためであり、このような取り扱いは AgriInvest においても同じである。

1) 加入資格

AgriStability に加入するためには、カナダで農業を営み、当該プログラム年度について、カナダ歳入庁に農業所得（損失）を申告し、申請期限までに必要な書類を提出する必要がある。AgriStability の場合、AgriInvest とは異なり、営農に関して、継続して 6 ヶ月以上営農活動を行い、1 生産サイクルを完了していることが要件となる。加入主体として、

AgriInvest と同様、会社、協同組合等の法人や、小作人との共同事業により経営リスクを負っている地主も対象となる。

AgriStability の加入者は、毎年度、55 ドルの運営費用負担に加えて、プログラム手数料として、保証対象となる基準マージン 1000 ドル当たり 4.5 ドルに、85%を乗じた額を支払わなければならない。もしも納入期限までに手数料を全額支払わなければ、ペナルティとして手数料の 20%相当が追加徴収される。

2) 生産マージンと基準マージン

生産マージンとは、カナダ歳入庁へ申告された収入・支出のうち、AgriStability の対象収入から対象支出を差し引いたものである。対象収入と対象支出は、農産物の一次的な生産に直接関係する経常的なものに限定されている。対象収入は、農産物販売額、AgriInsurance の保険金、野生動物損害補償金等、対象支出は、農薬、肥料、種子、燃料、光熱費、AgriInsurance の保険料、運送費、乾燥・貯蔵費、獣医師費用、雇用賃金等である。

プログラム年度マージンは、AgriStability が適用される年度の実産マージンを表す。カナダ歳入庁に農業所得を現金ベースで申告している場合、作物・家畜の在庫、支払・受取勘定の変化等に関して、プログラム年度マージンの発生主義的な調整を行わなければならない。

基準マージンとは、加入者の最高と最低の年を除く過去 5 年中 3 年の生産マージンの平均（オリンピック平均）である。基準マージンに対して、発生主義的な調整や構造変化に伴う調整が行われることがある。たとえば、プログラム年度マージンが 10 %または 5000 ドル以上構造的に変化したとき、基準マージンの調整が必要である。

マージンについて発生主義的な調整や構造変化な調整を行うと、対象支出が対象収入を上回り、当該プログラム年度マージンが負になる場合が生ずる。プログラム年度マージンを負のマージンとして算定するためには、

- ・ 基準マージンは正であること
- ・ 基準マージンが負の場合、基準マージンを計算するために用いられる 3 年分の生産マージンのうち 2 年分は正であること

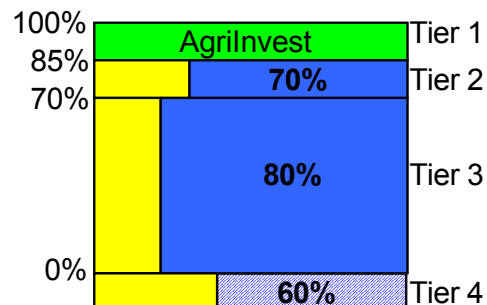
のいずれかの要件を満たしている必要がある。

3) 支払額の計算

プログラム年度マージンが基準マージンよりも 15 %を超えて低下したときに、支払いが行われる。第 2 図に示すように、プログラム年度マージンの低下幅によって、青色で示す政府の支払割合が異なっており、低下幅が 15 ~ 30 %の場合 (Tier 2)、政府の支払割合は 70 %、低下幅が 30 ~ 100 %の場合 (Tier 3)、政府の支払割合は 80 %、低下幅が 100 %超の負のマージンの場合 (Tier 4)、政府の支払割合は 60 %である。加入者が受け取る支払額の上限は、マージンの低下分の 70 %か 3 百万ドルのいずれか小さい額である。なお、10 ドル未満の支払いは行われない

負のマージンの支払いに該当する場合、AgriInsurance に未加入であれば、加入していれば支払われるはずの保険金相当分が、負のマージン部分の支払いから削減される。

基準マージン



支払額の計算例

基準マージン 100,000ドル

プログラム年度マージン -50,000ドル

(1) Tier 2のマージン低下: 15,000ドル

Tier 2支払額 = 15,000 × 0.7 = 10,500ドル

(2) Tier 3のマージン低下: 70,000ドル

Tier 3支払額 = 70,000 × 0.8 = 56,000ドル

(3) Tier 4のマージン低下: 50,000ドル

Tier 4支払額 = 50,000 × 0.6 = 30,000ドル

AgriStability支払額 = 96,500ドル

マージン低下150,000ドルの64%を補てん

第2図 AgriStabilityの仕組みと支払額の計算例

AgriStability による支払いは、小切手の日付の年度の課税対象となり、受給額を農業所得として申告しなければならない。

ところで、上述のとおり、通常の AgriStability 支払いは、生産を行い、マージンが低下した年度の翌年度である。このため、当年の所得の減少に対応して資金を早期に供給するため、暫定支払いの仕組みが設けられている。暫定支払いは、マージンが 15%を超えて低下したと見込まれる年に、予想最終支払額の 50 %相当額を受け取ることができる。

(3) AgriInsurance

AgriInsurance の主な対象は穀物、油量種子、果樹、牧草等で、家畜を対象にしている州も一部あるが、連邦政府からの助成は行われていない。保険対象となるリスクは、自然災害や病虫害による収量の減少で、カナダにおける主な農作物被害は土壌の湿潤害や干ばつによる。品質の低下は収量換算されて保証対象となるが、価格下落は対象外である。なお、穀物および油量種子を対象に 1991 年度から 95 年度まで GRIP (Gross Revenue Insurance Plan) という収入保険が実施されたが、現在の AgriInsurance は収量減少だけを対象としている。

基準単収は、州ごとに差があるが、加入者個人の収穫実績の 5 ～ 15 年の移動平均をとって設定する方法が中心で、地域単収を加入者個人の実績データで修正して用いるところもある。個人実績の移動平均を用いる場合には、技術進歩を考慮したトレンド調整や凶作による大幅な基準単収の低下を防ぐための激変緩和措置が適用されている。

保証水準は、50 %から 90 %までで、州ごとに作物やプログラムによって異なっている。

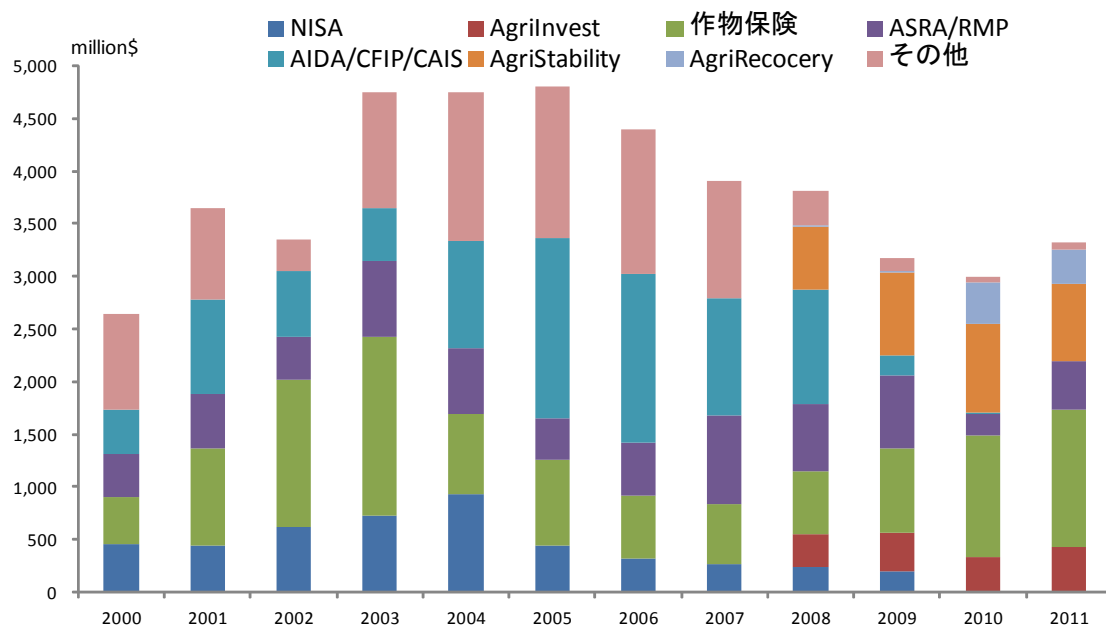
保険料については、ほとんどの州で加入者の保険金の受取実績に応じて割引・割増を実施しており、大規模加入者割引や継続加入割引を行っている州もある。

AgriInsurance に対する政府の助成としては、わが国と同様、加入者に対する保険料補助(一部)、保険実施主体の運営費用の補助 (全額相当)、州政府の保険責任に対する連邦

政府の再保険があげられる。保険料補助は、政府が保険料の 60 %を補助し、そのうち 6 割は連邦政府、4 割は州政府が負担する。平均的な保険料補助率は 60 %である。州政府・公社が保険実施に要する運営費用に対しては、連邦政府が 6 割、州政府が 5 割の割合で負担する。再保険については、各州の判断で連邦政府を利用しても、民間再保険会社を利用しても、その両方を併用してもよいことになっており、現在 5 州が連邦政府の再保険を利用している。

(4) 農業リスク管理プログラムによる政府支払い

第3図に農業リスク管理プログラムによる政府支払いの推移を示した。まず, AgriInvest についてみると、政府支払いは、ANS の 1.5 %相当の拠出であり、金額の年度間変動は小さい。AgriInvest の前身ともみなすことができる NISA の 2000 年から 2002 年までの政府支払いも安定的に推移している⁴⁾。AgriStability については、ほぼ同じ支払い方式の AIDA/CFIP/CAIS とあわせてその支払額の推移をみると、税制を活用したプログラムの宿命として、マージン(所得)が減少した翌年の支払額が大きくなっているとともに、2007 年から農産物価格が高水準を維持する中で基準マージンが上昇したことから支払額はそれほど減少していない。AgriInsurance については自然災害の発生状況に応じて支払額の年度間変動が大きい。AgriRecovery については、2010 年及び 2011 年と AgriInsurance の支払額が大きい災害年に支払いが行われており、AgriInsurance を補完していることが確認できる。



第3図 農業リスク管理プログラムによる政府支払い

資料：Statistics Canada, *Direct Payments to Agriculture Producers*

(5) Growing Forward 2における農業リスク管理の変更点

1) 現行の農業リスク管理に対する評価

Growing Forward 2 の策定過程における現行の AgriInvest, AgriStability および AgriInsurance に対する農業関係者の評価をみると、AgriInvest と AgriInsurance に対する不満はほとんどみられず、現行の制度で満足しているように思われる。ただし、AgriInvest についての評価は高いが、農業関係者からは、加入者の預け入れと政府の拠出割合を現行の ANS の 1.5 % から、2%以上に引き上げて欲しいという強い要望が提出されてきた。

一方、AgriStability については、仕組みが非常に複雑であること、支払額が予測不可能であること、提出書類が煩雑であること、支払時期が非常に遅いこと、基準マージンの計算で 5 年 3 年平均では基準マージンが大きく低下しうること、負のマージンに対する支払割合が低いこと、負のマージンの年が続くと AgriStability の支払対象外になること等に対して、加入者は強い不満を表明してきた。また、AgriStability が農業経営単位でみた所得（マージン）の減少に対する支払いであるため、多品目を生産する経営は品目間の相殺から支払い可能性が低く、生産する品目が少ない経営（たとえば畜産）に有利である点に対しても強い批判があり、制度の抜本的な改正が求められてきた。

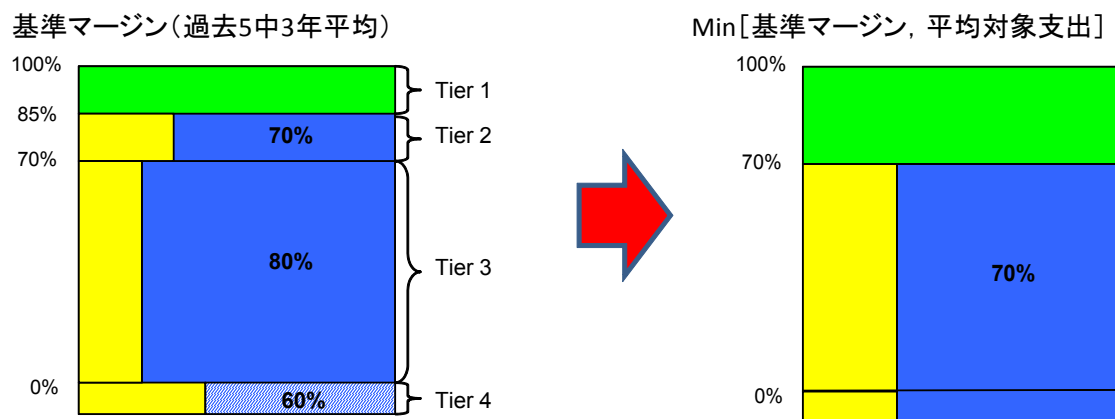
2) Growing Forward 2における変更点

Growing Forward 2 では、まず、AgriInvest について、政府が同額拠出する積立の割合が、農業関係者の意向に反して、ANS の 1.5 % から 1 % に引き下げられた。いいかえると、政府助成上限が 22,500 ドルから 15,000 ドルに引き下げられたことになる。他方、年間積立限度額が ANS の 100 %、累積積立限度額は ANS の 400 % とされたことから、従来の ANS の 25% の口座残高の上限を大きく上回って、自己資金を AgriInvest の口座に積み立てることが可能になった。

AgriStability については、従来、プログラム年度マージンが 15 % を超えて減少した場合に、減少の程度に応じて、政府が減少分の 60 %、70 % または 80 % を支払うことになっていたのに対し、Growing Forward 2 では、第 4 図に示すとおり、プログラム年度マージンが 30 % を超えて減少した場合に限り政府支払いが行われ、政府の支払割合は減少分に対して一律 70 % とされた。なお、AgriStability の保証が減少した分、プログラム手数料も引き下げられ、保証対象となる基準マージン 1000 ドル当たり 4.5 ドルに、70% を乗じた額となる。

また、基準マージンについては、従来の過去 5 年中 3 年の生産マージンの平均から、Growing Forward 2 では、過去 5 年中 3 年の生産マージンの平均と過去 5 年中 3 年の対象支出の平均のいずれか低い額を用いることとされた。

AgriInsurance については、対象に家畜を追加すること、さらに AgriInsurance とは別に、家畜価格保険を導入することが検討されることになった。また、保険を活用したリスク管理手法についても検討が進められることになっている。



第4図 AgriStabilityの変更点

3) 農業リスク管理の変更の影響

2)で示した Growing Forward 2における農業リスク管理の変更は、1)で述べたような AgriInvest と AgriStability に対する農業関係者の意向に反するものといつてよいであろう。

AgriStability について、政府支払いがプログラム年度マージンが 30 %を超えて減少した場合に限られたことにより、AgriStability の機能は、大幅な (severe) 所得減少の緩和に限定されたことになる。

Growing Forward 2 で示された方向に従えば、比較的軽微な 15 ~ 30 %のマージンの減少をカバーするためには、AgriInvest において認められた自己負担による多額の積立や新たに開発される保険的手法による商品を活用し、農業者の自助努力により対応することになる。

また、基準マージンの計算において、過去 5 年中 3 年の生産マージンの平均と過去 5 年中 3 年の対象支出の平均のいずれか低い額を用いることとされたが、これは、販売額に対して費用のウェイトが低い穀物や油量種子の生産者にとって、基準マージンの引下げを意味するであろう。基準マージンの算定方法の見直しは、高価格水準を維持している穀物や油量種子に対する政府支払いの削減を意図しているとも考えられる。

注(1) カナダ農業・農産食料省のウェブサイトへの最終アクセスは、2013 年 3 月 5 日である。

(2) 吉井 (2012b) 参照。

(3) 事業活動を機能ごとに分類し、どの部分 (機能) で付加価値が生み出されているか、どの部分に強み・弱みがあるかを分析し、事業戦略の有効性や改善の方向を探るための活動である。

(4) NISA は 2003 年には廃止されたが、積立金の処理のための政府支払いが 2009 年まで継続された。

[引用文献]

- Agriculture and Agri-Food Canada(AAFC) (online) : http://www.agr.gc.ca/index_e.php
- 松原豊彦(2008) : 「カナダ次世代農業政策の検討, ドミニカ・中米自由貿易協定の農業・農政への影響」, 『北米地域 食料農業情報調査分析検討事業実施報告書』(国際農林業協働協会), pp.93-114.
- 松原豊彦(2009) : 「カナダの次世代農業・食料政策と CWB の大麦輸出販売政策」, 『海外農業情報調査分析事業・北米 地域報告書』(国際農林業協働協会), pp85-108.
- 松原豊彦(2010) : 「カナダの次世代農業・食料政策―農業セーフティネット政策を中心に―」, 『海外農業情報調査分析 事業・北米・豪州地域報告書』(社団法人食品需給研究センター), pp23-36.
- 小澤健二(1999) : 『カナダの農業と農業政策』, 輸入食糧協議会.
- 小澤健二(2006) : 「カナダ農業のセイフティネット計画の現状― CAIS の運用を中心に―」, 『北米地域食料農業情報 調査分析検討事業実施報告書』(国際農林業協働協会), pp65-82.
- Schmitz A.(2008) : "Canadian Agricultural Programs and Policy in Transition", *Canadian Journal of Agricultural Economics* 56, pp371-391.
- Skogstad G.(2008) : *Internationalization and Canadian Agriculture: Policy and Governing Paradigms*, University of Toronto Press.
- 吉井邦恒(2002) : 「アメリカ・カナダの農業経営安定対策と農業保険」, 『新基本法農政推進調査研究事業報告書』(農政調査委員会), pp1-75.
- 吉井邦恒(2004) : 「カナダの新しい農業経営安定対策について」, 『農林水産政策研究所レビュー』 No.11, pp.16-24.
- 吉井邦恒(2012a) : 「北米における農業経営政策の展開」, 日本農業経営学会編『農業経営研究の軌跡と展望』, pp.274-278.
- 吉井邦恒(2012b) : 「カナダにおける農業経営安定対策の変遷― 1980 年代後半以降の農業政策の見直しとの関連に留意して―」, 農林水産政策研究所『平成 23 年度 カントリーレポート : 米国, カナダ, ロシア及び大規模災害対策 (チェルノブイリ, ハリケーン・カトリーナ, 台湾・大規模水害)』, pp.21-37.